

京都府におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

- ▶ 京都府では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(96施設3,600人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- ▶ UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設において施設ごとの避難計画を策定済み。

< UPZ内 >

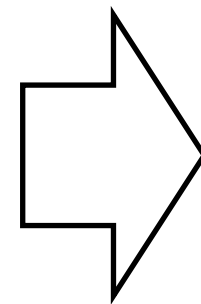
施設区分		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		14	863
社会福祉施設	介護保険施設等	50	2,210
	障害福祉サービス事業所等	28	425
	児童養護施設等	4	102
	小計	82	2,737
合計		96	3,600

※ 令和7年6月1日現在

< UPZ外 >

受入候補施設数	受入可能人数(人)
33	1,540
145	1,970
22	507
11	186
178	2,663
211	4,203

※ 令和7年6月1日現在

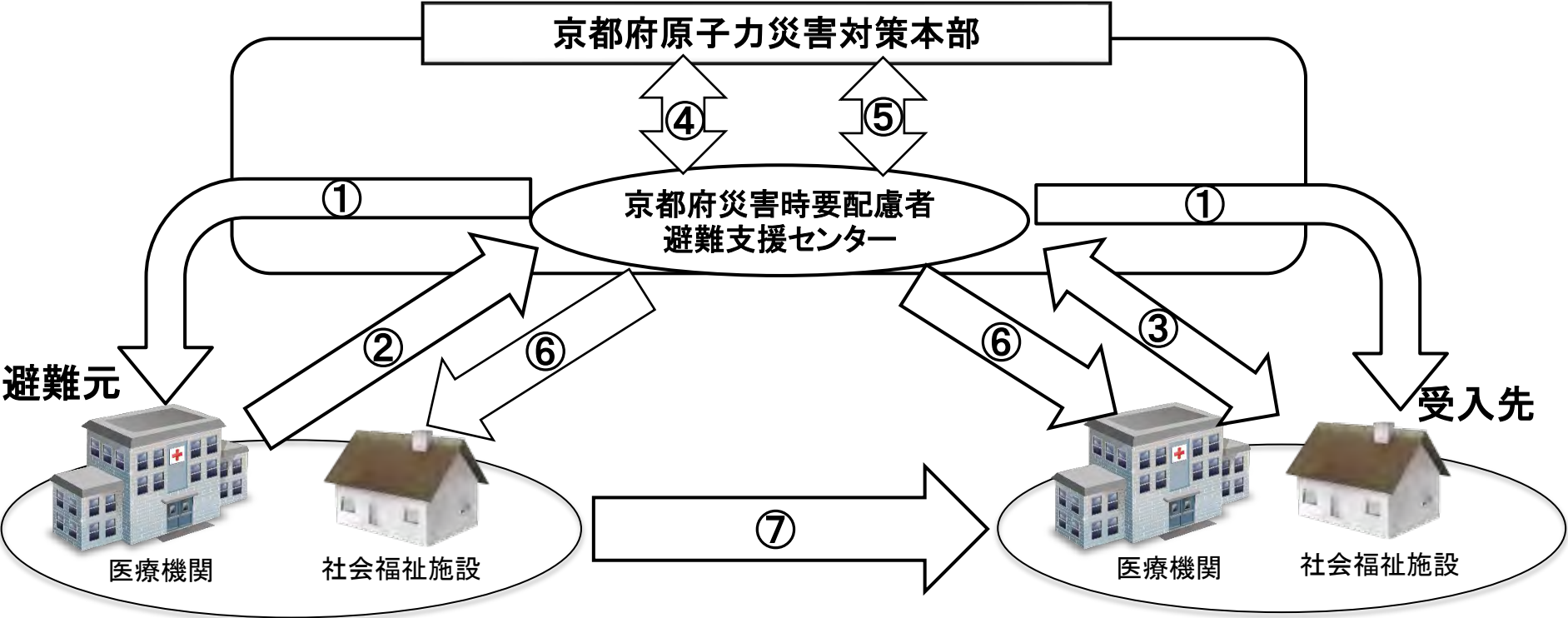


受入先調整
(京都府災害時要
配慮者避難支援
センター)

- ※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約645人については医療機関へ搬送
- ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府における医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入れに関する調整を速やかに実施。



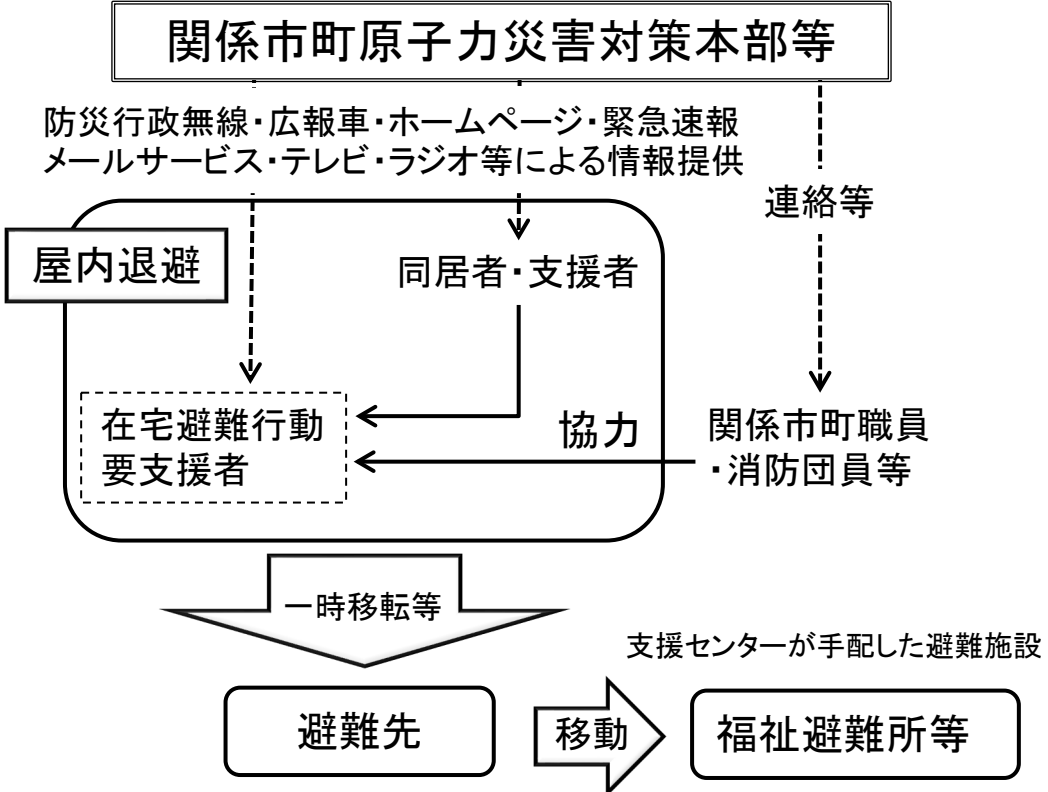
受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)		UPZ内(人)
まいづるし 舞鶴市	4,581 (2,629)	ふくちやまし 福知山市	19 (19)
あやべし 綾部市	148 (6)	みやづし 宮津市	1,020 (403)
なんたんし 南丹市	658 (658)	いねちよう 伊根町	2 (2)
きようたんばちよう 京丹波町	31 (31)	合計	6,459 (3,748)

※ ()内は支援者有り

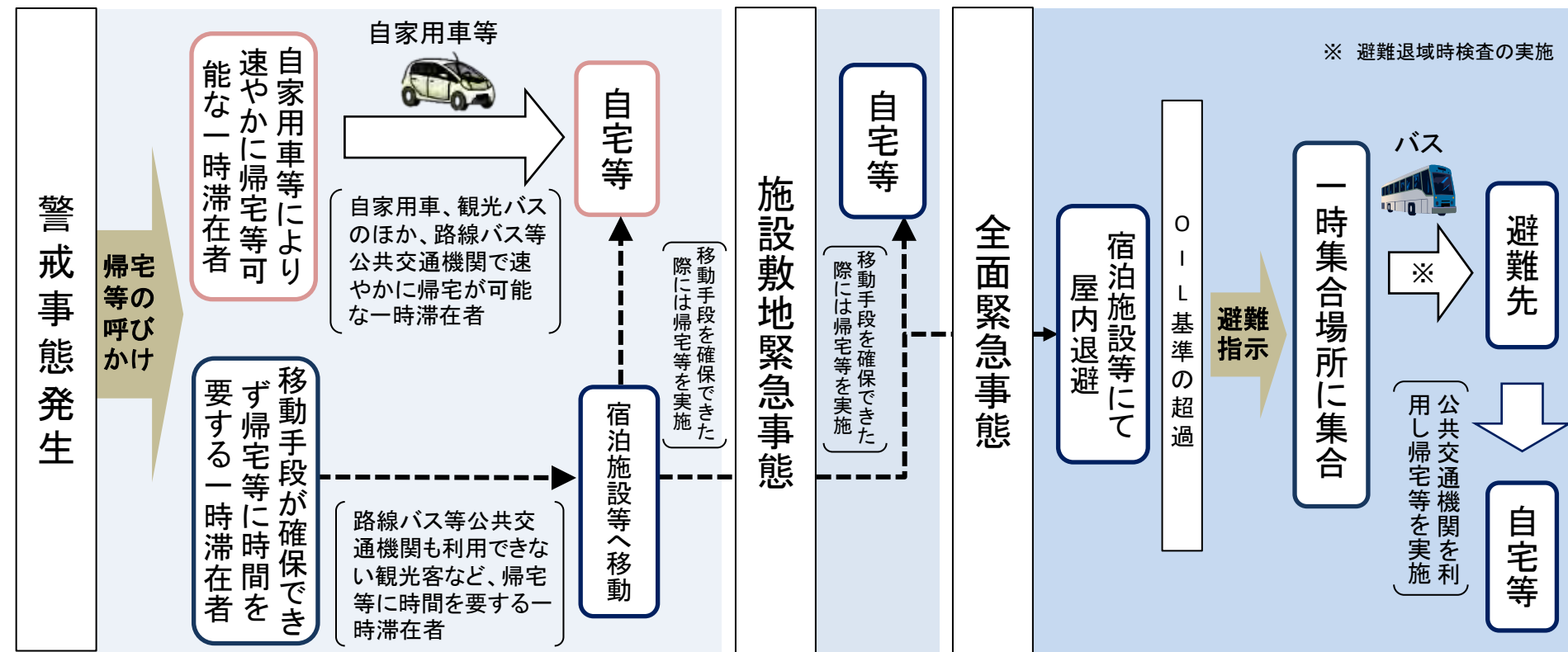
※ 令和7年4月現在(綾部市、南丹市のみ) 令和7年6月現在)

※ 京都市他府内市町に避難先を確保

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

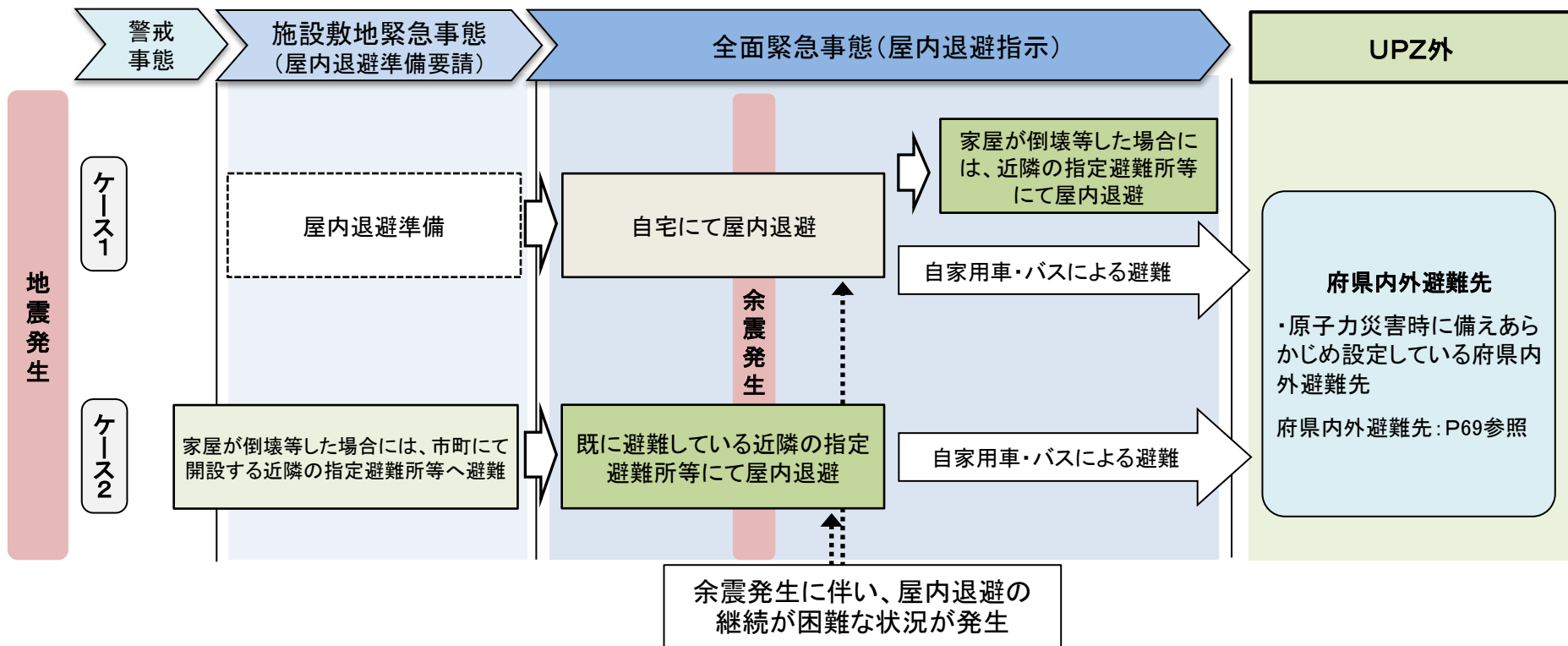


※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

自然災害等(地震、津波等※1)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



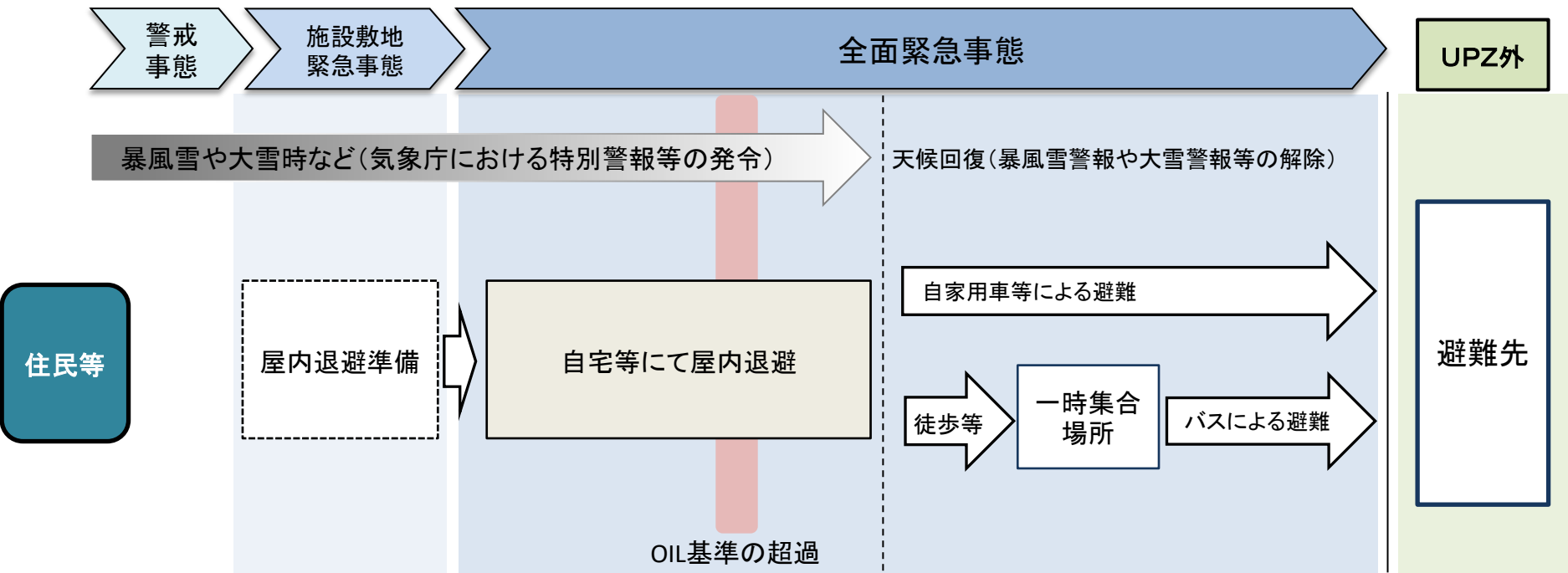
※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

暴風雪や大雪時におけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

< 全面緊急事態で天候が回復した場合 > (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



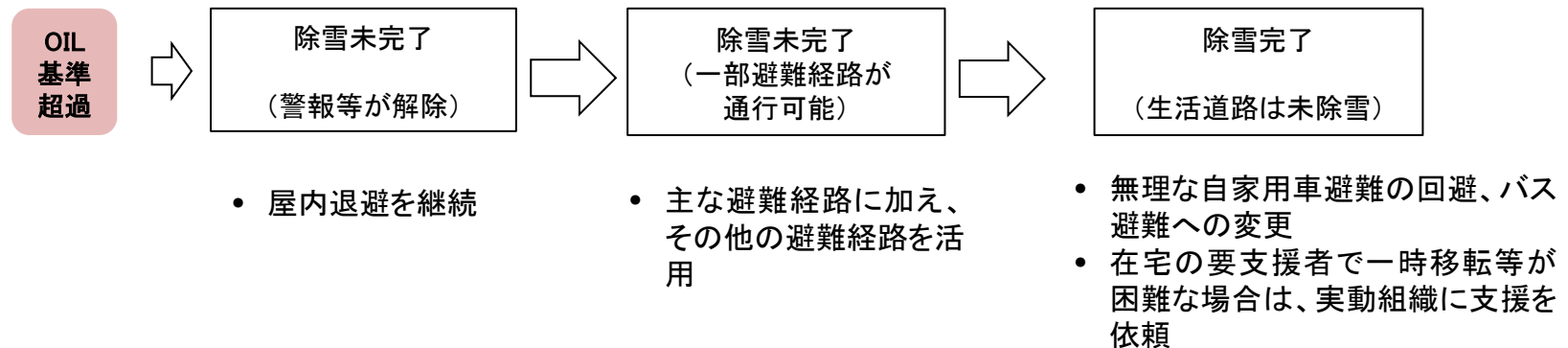
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(UPZ)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P26参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。



※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

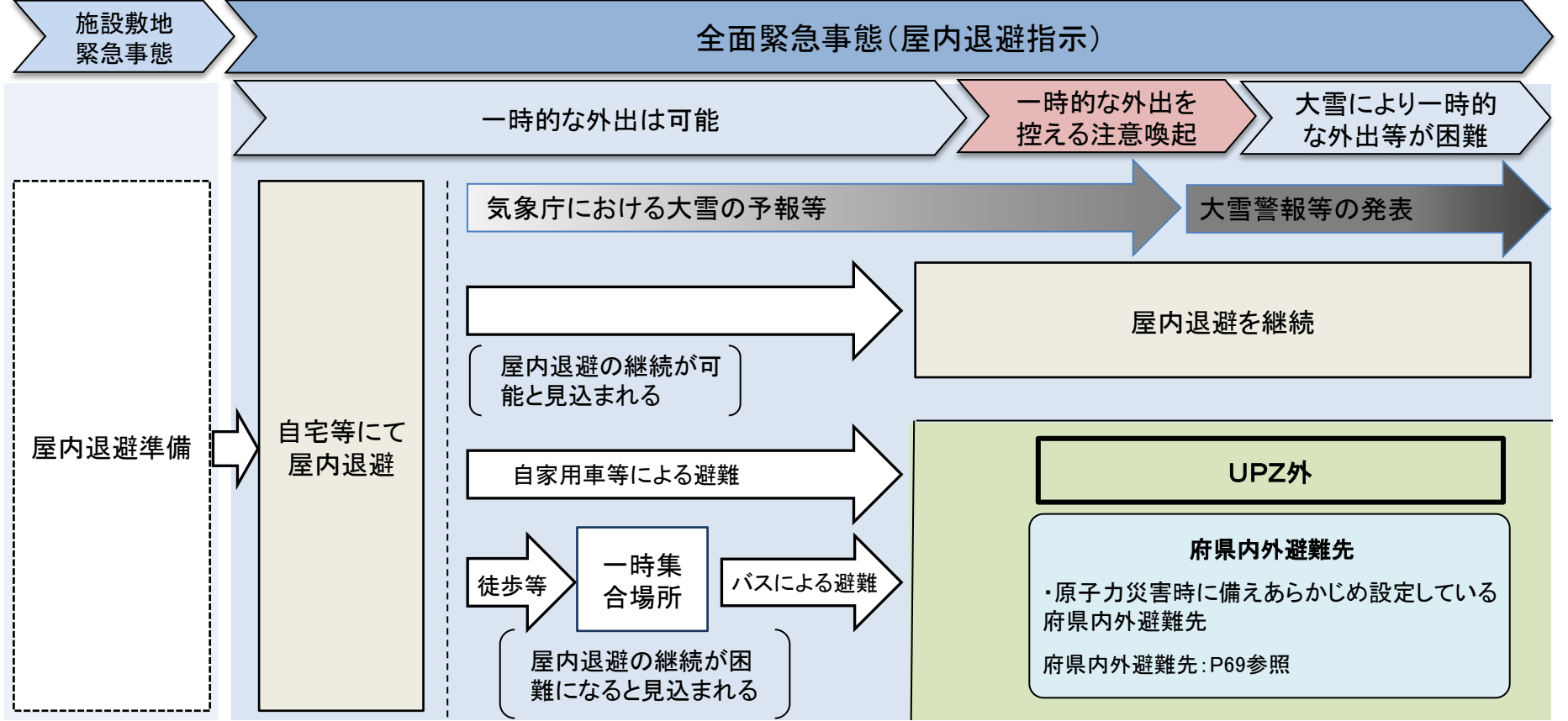
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタバントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタバントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことができる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことができる。

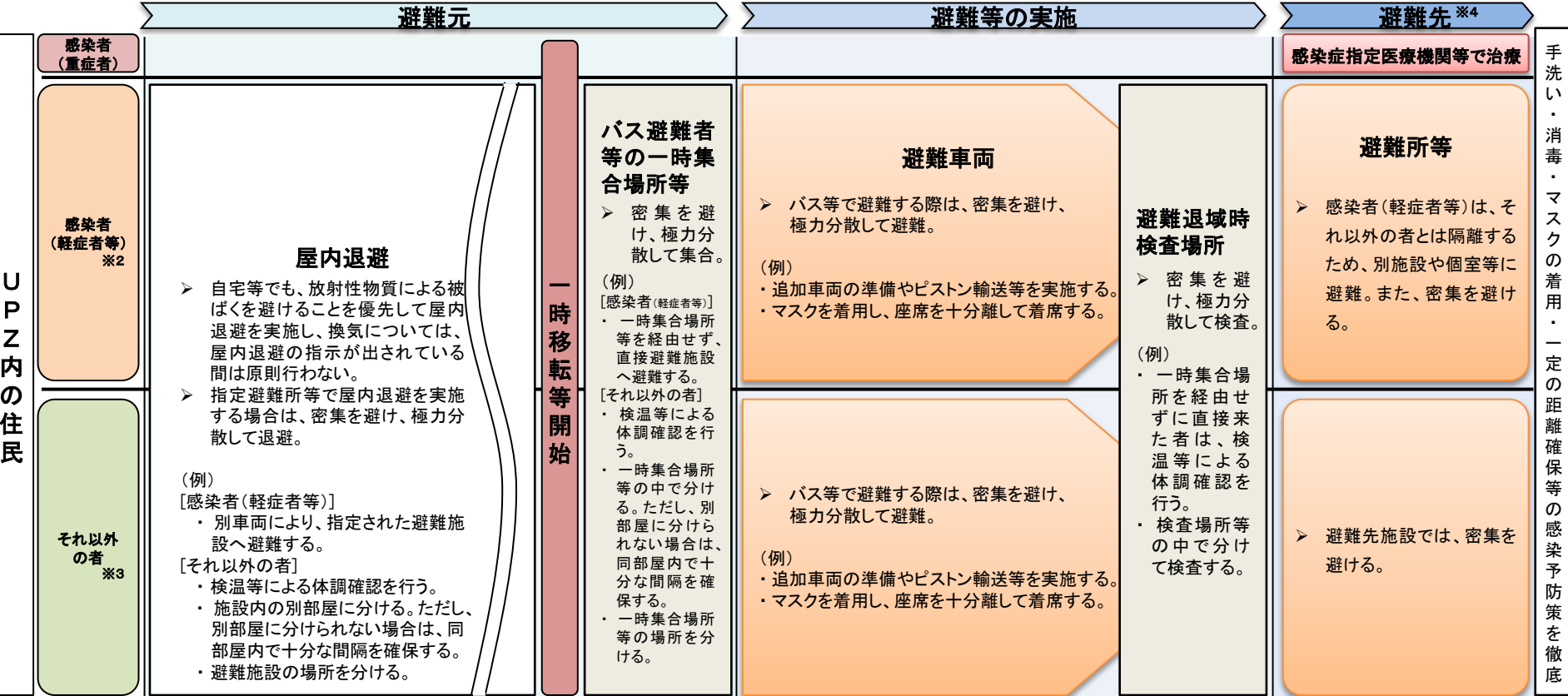
< 全面緊急事態で大雪の予報等が発表された場合 >



感染症※1の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、府県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が38台、ストレッチャー車両が28台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、893台と214台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(789台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	91台	90台	
医療機関	160台	175台	
社会福祉施設	273台	125台	
合計	524台※1	390台※2	※1 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	38台	28台	・ピストン輸送(14往復)を想定



県内の福祉車両保有数	893台	214台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	789台(令和8年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施 85

UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(京都府)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が82台、ストレッチャー車両が47台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、148台と77台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー(5,948台)を活用。
(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	315台	107台	
医療機関	192台	344台	
社会福祉施設	629台	199台	
合計	1,136台※1	650台※2	※1 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	82台	47台	・ピストン輸送(14往復)を想定



府内の福祉車両保有数※3	148台	77台	※3 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	5,948台(令和7年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力㈱の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数2,045人、必要車両数47台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は859台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP89参照)。

		合計	たか はまちょう 高浜町	ちよう おおい町	お ば ま し 小浜市	わか さ ちよう 若狭町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	40,858	2,549	7,635	27,446	3,228	R7.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	2,045	128	382	1,373	162	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ^{※1}
必要車両台数(台) ^{※2}		47	3	9	31	4	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	859台 (令和7年2月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,776台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(京都府)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数77,894人、必要車両数1,736台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,194台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP89参照)。

		合計	まいづるし 舞鶴市	ふくちやまし 福知山市	あやべし 綾部市	みやづし 宮津市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちょう 京丹波町	いねちょう 伊根町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	103,856	73,898	361	7,100	15,791	3,010	2,404	1,292	R7.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	77,894	55,424	271	5,325	11,844	2,258	1,803	969	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ^{※1}
必要車両台数(台)		1,736	1,232	7	119	264	51	41	22	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社 保有車両	2,194台 (令和7年4月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,776台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

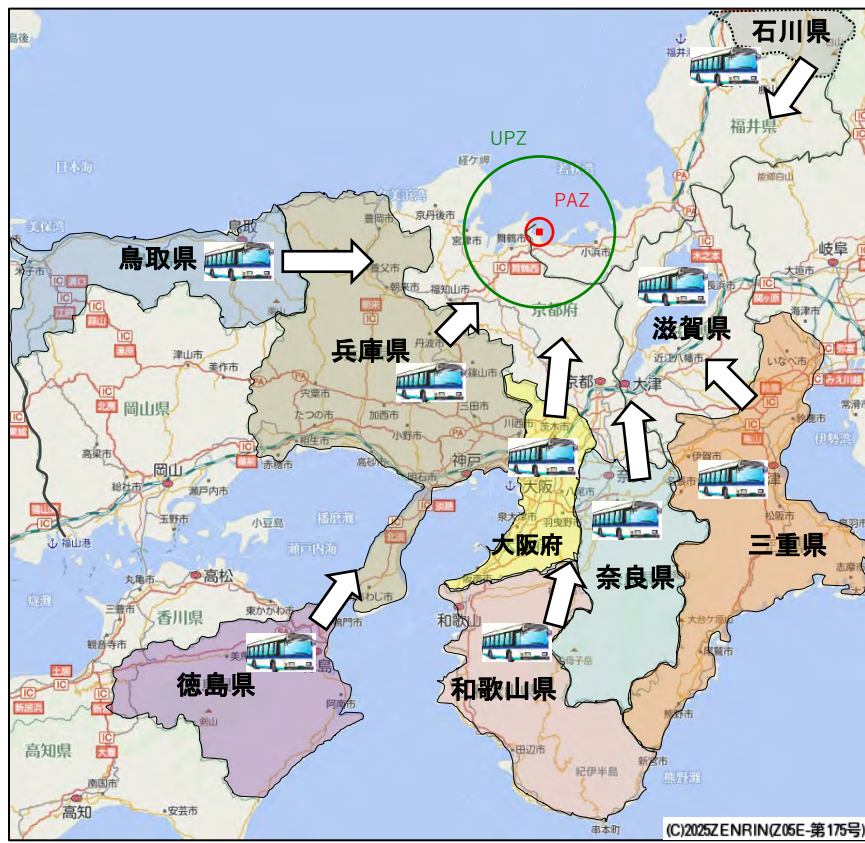
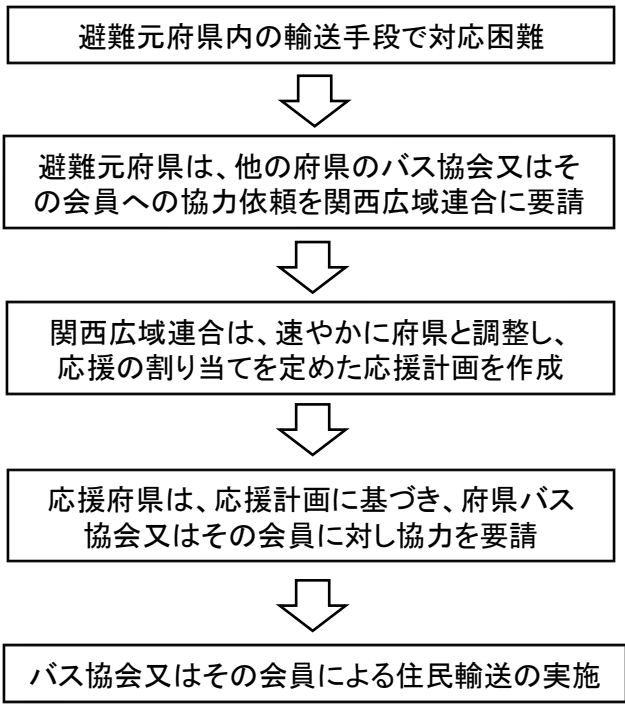
※1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

国、関係機関による輸送能力の確保

福井県及び京都府内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数

府県名	保有台数(台)
石川県	1,015
三重県	1,268
滋賀県	888
大阪府	5,112
兵庫県	3,812
奈良県	978
和歌山県	655
鳥取県	453
徳島県	595
計	14,776

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)
【応援内容】
①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
⑧その他特に要請のあった事項

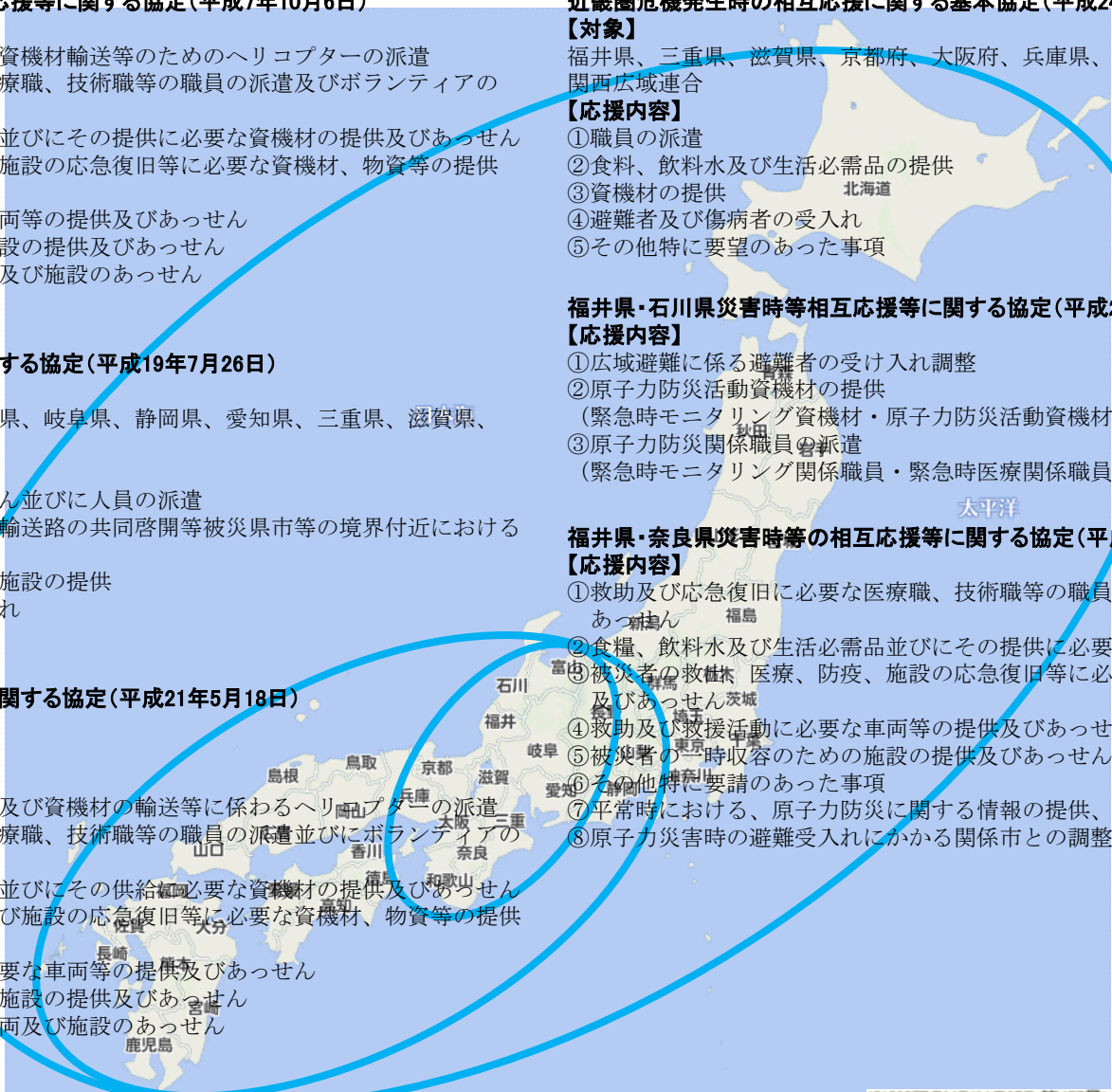
中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)
【対象】
富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長古屋市
【応援内容】
①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
③被災者等の一時収容のための施設の提供
④医療機関による傷病者の受入れ
⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)
【対象】
富山県、石川県、福井県
【応援内容】
①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣
②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
⑦ごみ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
⑧医療機関による傷病者の受入れ
⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)
【対象】
福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
【応援内容】
①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③資機材の提供
④避難者及び傷病者の受入れ
⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)
【応援内容】
①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)
【応援内容】
①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
②食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
⑥その他特に要請のあった事項
⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力



他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災府県が要請した措置

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①住民の避難
 - ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
 - ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
 - ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】**
- ①原子力防災資機材の提供
 - ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(令和6年1月31日)

- 【応援内容】**
- ①人的支援及び斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年3月6日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

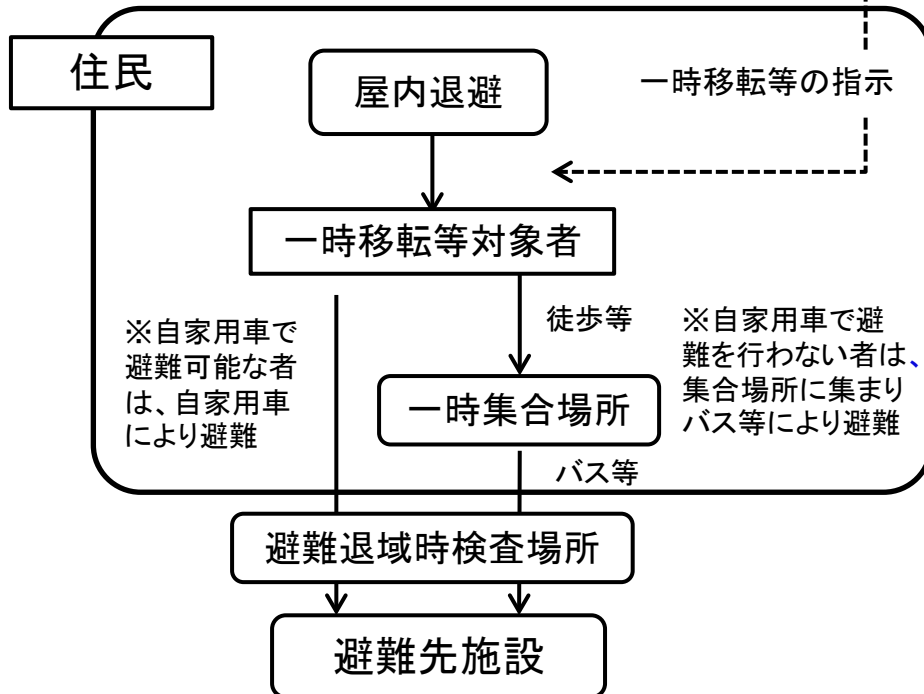
- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成都府県市が要請した措置



福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、ホームページ、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車又は県が確保するバス等により避難。

関係市町原子力災害対策本部等



<UPZ市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難を実施。

市町名	県内避難先	県外避難先
高浜町 2,549人	敦賀市	兵庫県 三田市、猪名川町 (合計2,549人)
おおい町 7,635人	敦賀市	
小浜市 27,446人	鯖江市、越前市	
若狭町 3,228人	越前町	
		伊丹市、川西市 (合計7,635人)
		豊岡市、養父市、 朝来市、香美町、 新温泉町、姫路市、 市川町、福崎町、 神河町(合計27,446人)
		丹波市、小野市、 加東市(合計3,228人)

高浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】
兵庫県

〈高浜地区〉
猪名川町(猪名川町生涯学習センター、他1か所)

〈和田地区〉
三田市(駒ヶ谷運動公園、他2か所)

【広域避難先(県内避難)】
敦賀市

〈高浜地区〉
敦賀市中郷体育館、
敦賀市立中央小学校、他4か所

〈和田地区〉
敦賀市粟野スポーツセンター、他2か所

【主な避難経路①】
国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道
→敦賀IC

【主な避難経路②】
国道27号

【主な代替経路】
国道27号→国道303号→国道161号→国道8号

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号線に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

【主な避難経路③】
国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道

【主な避難経路④】
県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号
※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号等を設定

県外避難



おい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】
 兵庫県

〈大島地区〉
 川西市(桜が丘小学校、他3か所)

〈佐分利地区〉
 川西市(兵庫県立川西明峰高等学校、他6か所)

〈名田庄地区〉
 伊丹市(伊丹市立鴻池小学校、他13か所)

〈本郷地区〉
 伊丹市(伊丹市立昆陽里小学校、他8か所)
 川西市(兵庫県立川西緑台高等学校、他7か所)

【広域避難先(県内避難)】
 敦賀市

〈大島地区〉
 敦賀市立粟野中学校

〈佐分利地区〉
 敦賀市立敦賀西小学校、他2か所

〈名田庄地区〉
 敦賀市東浦体育館、他7か所

〈本郷地区〉
 敦賀市立粟野小学校、他7か所

【主な避難経路①】
 国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC

【主な避難経路②】
 国道27号

【主な代替経路】
 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号

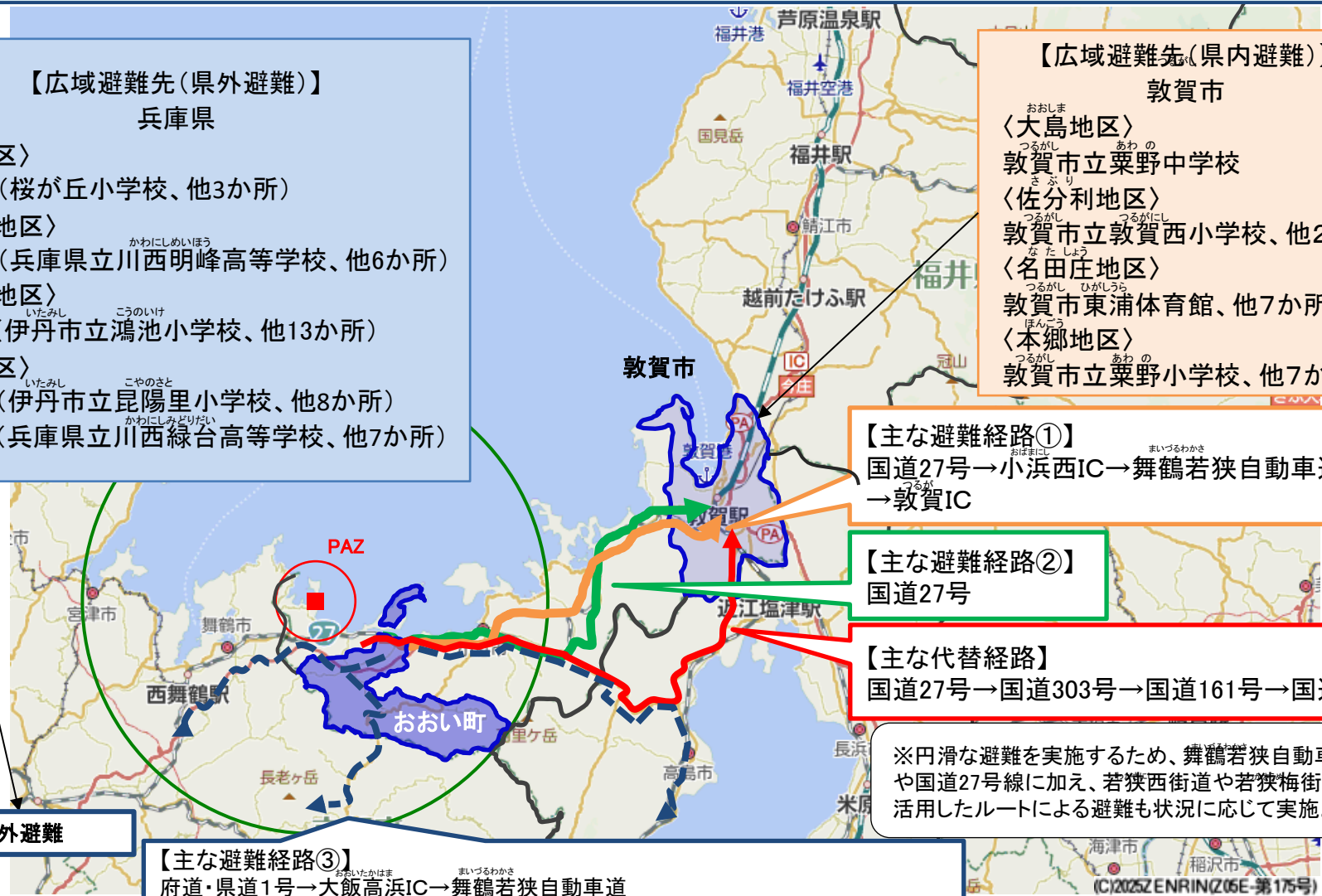
※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号線に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

【主な避難経路③】
 府道・県道1号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道

【主な避難経路④】
 県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号

※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号(一般道のみを使用する経路)等を設定

県外避難



小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【主な避難経路①】
 小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道
 →武生IC・鯖江IC

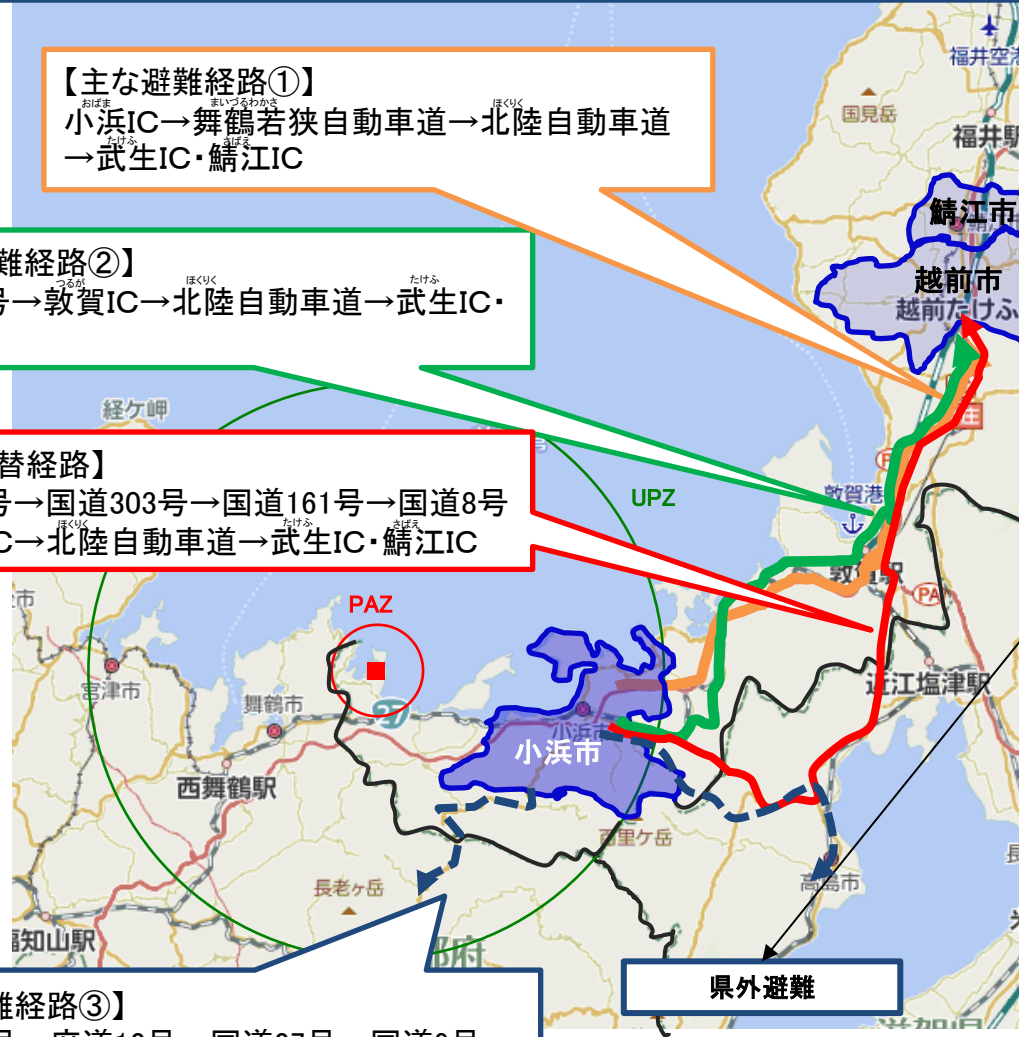
【主な避難経路②】
 国道27号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な代替経路】
 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号
 →敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路③】
 国道162号→府道12号→国道27号→国道9号
 →福知山IC→舞鶴若狭自動車道
 ※その他代替経路として、国道303号等を設定

【広域避難先(県内避難)】
越前市、鯖江市
 〈小浜、雲浜、西津、内外海、国富、松永、口名田地区〉
 越前市立武生東小学校、他30か所、
 〈宮川、遠敷、今富、中名田、加斗地区〉
 鯖江市立河和田小学校、他13か所

【広域避難先(県外避難)】
兵庫県
 〈小浜、雲浜、西津、内外海、国富、宮川、今富地区〉
 姫路市(姫路市立姫路球場、他37か所)
 〈松永地区〉
 朝来市(朝来市和田山体育センター、他4か所)
 〈遠敷地区〉
 豊岡市(豊岡市立総合体育館、他12か所)
 〈口名田地区〉
 市川町(市川町スポーツセンター体育館、他2か所)
 福崎町(コミュニティセンターサルビア会館、他4か所)
 神河町(神河町立神崎小学校、他1か所)
 〈中名田地区〉
 養父市(養父市関宮農林漁業者等健康増進施設、他8か所)
 〈加斗地区〉
 新温泉町(新温泉町健康公園体育館、他1か所)
 香美町(香美町立射添体育館、他3か所)



※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号線に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

兵庫県

- 〈西田地区〉
丹波市(氷上住民センター、他2か所)
- 〈三宅地区〉
加東市(加東市滝野総合公園体育館)
小野市(小野市立コミュニティセンター下東条、他1か所)
- 〈野木地区〉
小野市(小野市伝統産業会館、他3か所)

【広域避難先(県内避難)】

越前町

- 〈西田地区〉
越前町織田健康福祉センター、他2か所
- 〈三宅地区〉
越前町営越前体育館、他5か所
- 〈野木地区〉
越前町立旧城崎小学校 他5か所

【主な避難経路①】

県道216号→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路②】

国道27号→国道8号→国道305号

【主な代替経路】

国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路③】

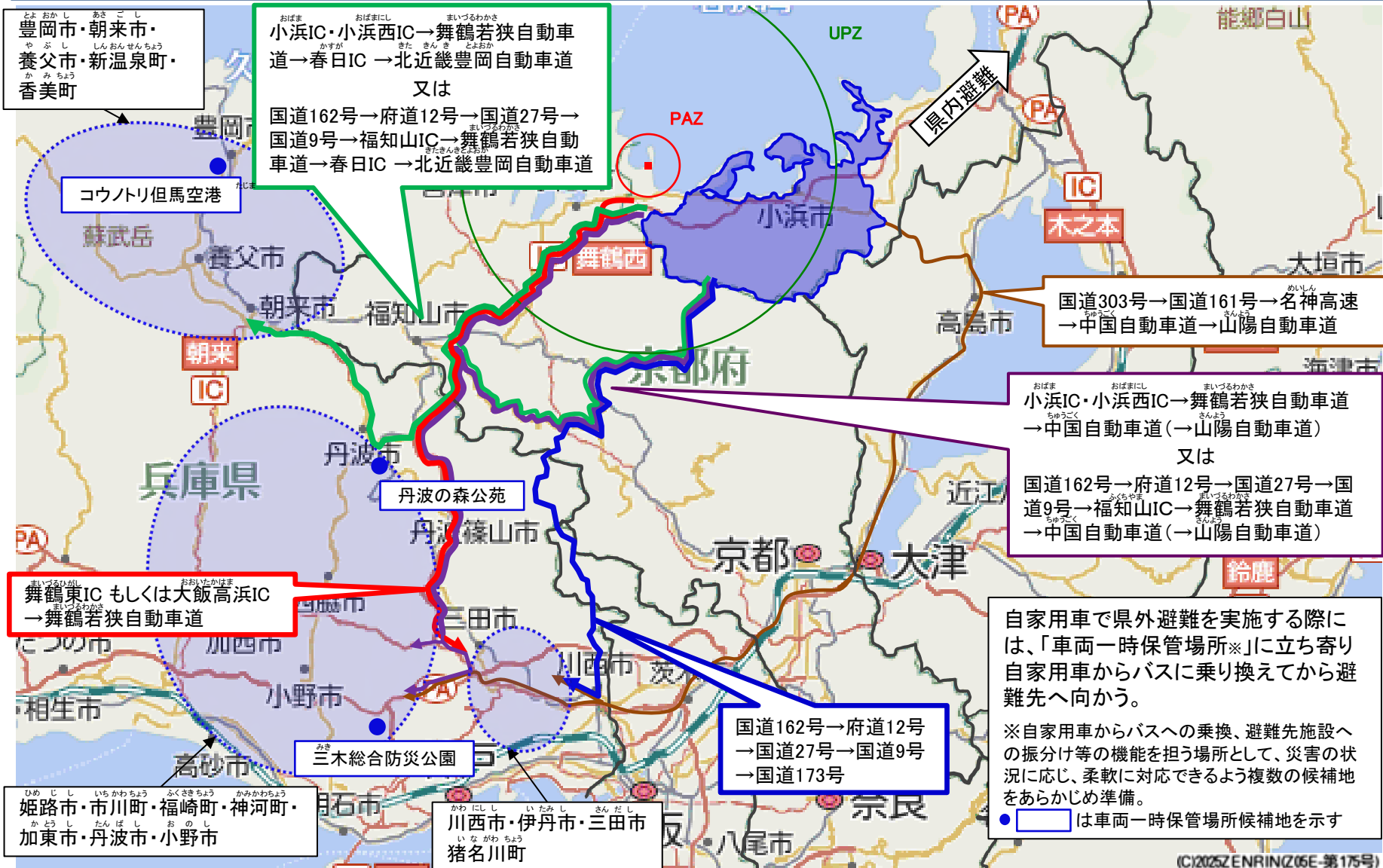
国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道
※その他代替経路として、国道162号等を設定

県外避難



福井県におけるUPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



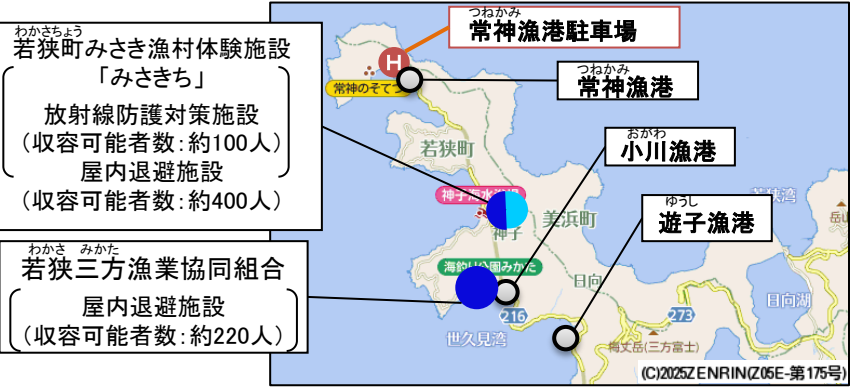
自然災害により孤立した場合の対応(福井県)

- UPZでは、全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島部において、自然災害の発生により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZの中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<UPZ半島部における臨時ヘリポート整備場所>

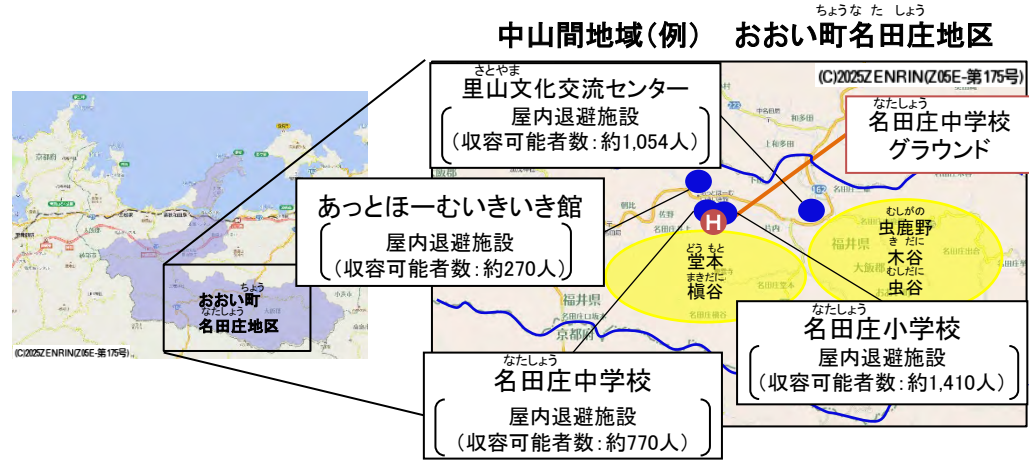
半島部	該当地区名	整備場所
おおしま 大島半島	ちようおおしま おおい町大島地区	おおしま 大島漁港(はまかぜ交流センター西側)
うちとみ 内外海半島	おぼまし うちとみ 小浜市内外海地区	とまり 泊区内場外離着陸場
つねがみ 常神半島	わかさちよう にしうら 若狭町西浦地区	つねがみ 常神漁港駐車場

- <凡例>
- :放射線防護対策施設(收容可能者数)
 - :放射線防護対策施設以外の屋内退避施設(收容可能者数)
 - H :ヘリポート適地等
 - :漁港



<UPZ中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

中山間地域	該当集落名	整備場所
おおい町 名田庄地区	まきだに むしがの むしだに きだに どうもと 榎谷、虫鹿野、虫谷、木谷、堂本	な たしよう 名田庄中学校グラウンド
おぼまし 小浜市口名田地区	にし あいおい おくだの すの 西相生、奥田縄、須縄	くちなた 口名田小学校グラウンド
おぼまし 小浜市遠敷地区	かみねごり しもねごり 上根来、下根来	おにゆう 旧遠敷小学校グラウンド
わかさちよう 若狭町熊川地区	こうち 河内	くまがわ 旧熊川小学校グラウンド

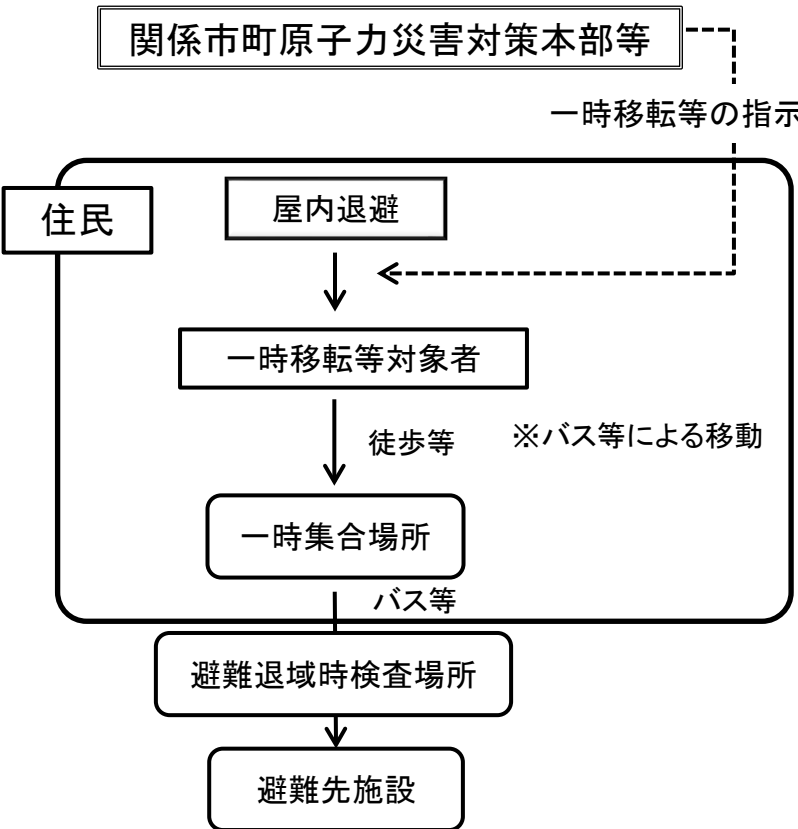


※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。98

京都府におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

＜UPZ市町の避難先＞



市町名	府内避難先	府外避難先
舞鶴市 73,898人	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市 (合計59,657人)
綾部市 7,100人	福知山市、亀岡市	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 (合計14,674人)
南丹市 3,010人	南丹市内	兵庫県 相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町 (合計7,100人)
京丹波町 2,404人	京丹波町内	
福知山市 361人	福知山市内	
宮津市 15,791人	福知山市、京丹後市、与謝野町、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市	
伊根町 1,292人	京丹後市、精華町	
		洲本市、南あわじ市 (合計3,010人)
		芦屋市 (合計2,404人)
		上郡町 (合計361人)
		明石市、加古川市、高砂市 (合計15,791人)
		稲美町、播磨町 (合計1,292人)

舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難
退却時検査場所候補地

【主な避難経路】
国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道
→綾部JCT→京都縦貫自動車道
→京丹波みずほIC→国道173号→国道9号
→丹波IC→京都縦貫自動車道→沓掛IC

【広域避難先(府内避難)】
京都市・宇治市・城陽市・向日市
＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、三笠、倉梯、
倉梯第二、与保呂、中舞鶴、余内、明倫＞
京都市(京都市東山青少年活動セン
ター、他115か所)
＜池内、中筋、由良川＞
宇治市(伊勢田小学校、他37か所)
＜高野、福井＞
城陽市(寺田南小学校、他23か所)
＜吉原、岡田＞
向日市(勝山中学校、他8か所)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、中舞鶴、与保呂、
池内、高野＞
神戸市(東灘体育館、他64か所)
＜余内、吉原、明倫＞
尼崎市(竹谷小学校、他82か所)
＜中筋、池内、福井、由良川、岡田＞
西宮市(小松小学校、他63か所)
＜高野、岡田＞
淡路市(一宮体育センター、他5か所)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府外避難)】
徳島県
＜倉梯＞
鳴門市(市立大津西小学校、他33か所)
＜三笠＞
松茂町(松茂町役場、他14か所)
＜倉梯第二＞
北島町(北島町武道館)、他17か所
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【主な府外避難経路①(神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市)】
国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT
→中国自動車道→(神戸市:神戸三田IC→六甲北有料道路、尼崎市・
西宮市:宝塚IC→県道42号線、淡路市:神戸三田IC→六甲北有料道路
→神戸北IC→山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→淡路IC)

【主な府外経路②(鳴門市、松茂町、北島町)】
府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道
→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道
→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→鳴門北IC



綾部市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



南丹市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

【主な府外避難経路(洲本市)】
国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→国道372号→県道306号→丹南篠山口IC →舞鶴若狭自動車道→吉川JCT →中国自動車道→神戸三田IC →六甲北有料道路→神戸北IC →山陽自動車道→三木JCT →山陽自動車道→神戸西IC →神戸淡路鳴門自動車道→洲本IC

丹波自然運動公園

【主な避難経路】
国道162号→府道12号→国道27号→国道9号

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
<福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋(内久保、大内、荒倉、野添、安掛)>
洲本市(洲本市文化体育館 他8か所)
<平屋(深見、長尾、又林、上平屋、下平屋)、大野、宮島>
南あわじ市(阿那賀地区公民館、他8か所)

【広域避難先(市内避難)】
南丹市内
<福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋、大野、宮島>
(園部北部コミュニティセンター、他12か所)



福知山市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

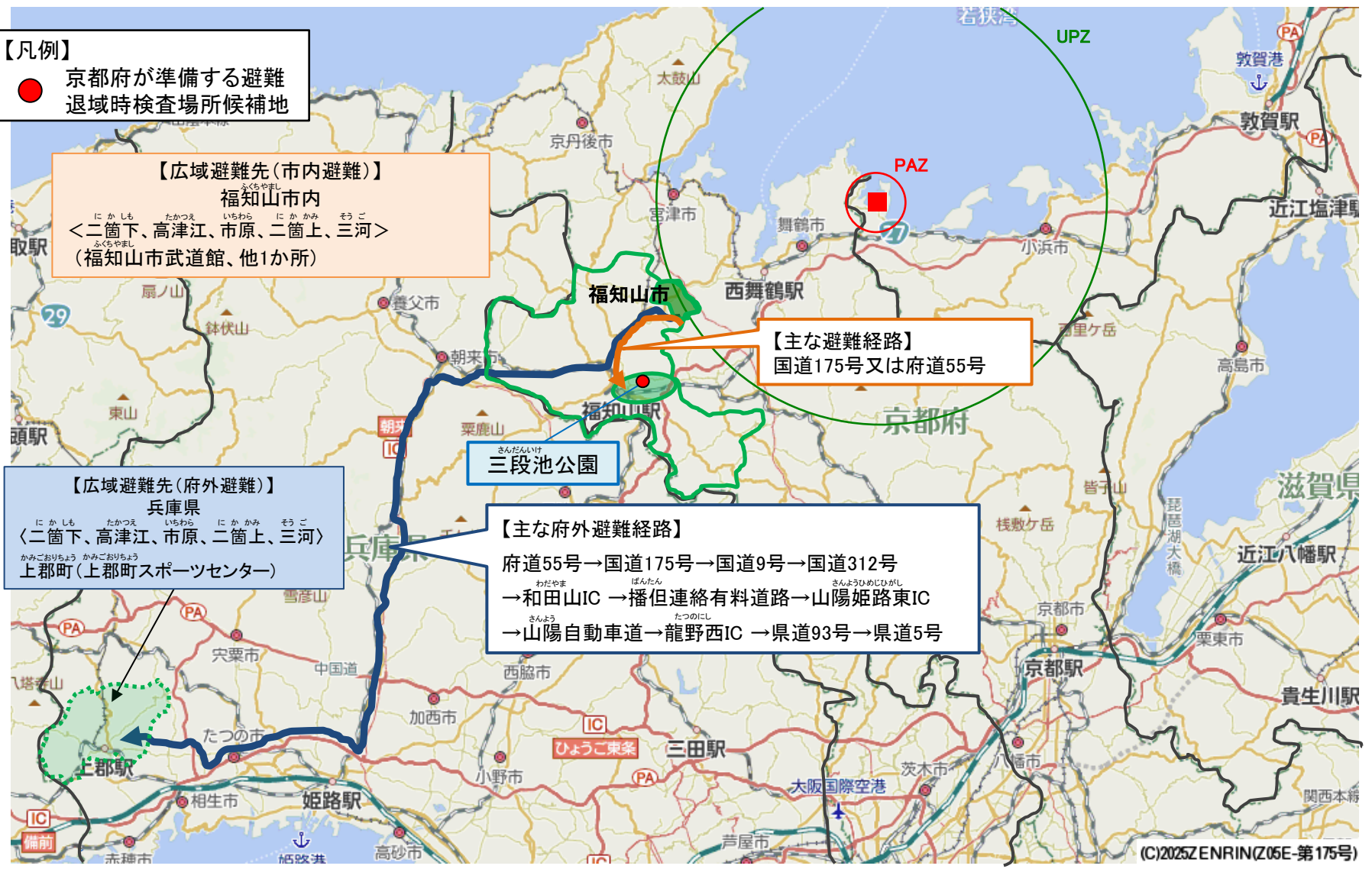
【凡例】
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

【広域避難先(市内避難)】
福知山市内
〈二箇下、高津江、市原、二箇上、三河〉
(福知山市武道館、他1か所)

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
〈二箇下、高津江、市原、二箇上、三河〉
上郡町(上郡町スポーツセンター)

【主な府外避難経路】
府道55号→国道175号→国道9号→国道312号
→和田山IC →播但連絡有料道路→山陽姫路東IC
→山陽自動車道→龍野西IC →県道93号→県道5号

【主な避難経路】
国道175号又は府道55号




宮津市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(府内避難)】
 福知山市、京丹後市、与謝野町
 〈宮津中部、宮津西部、宮津東部〉
 福知山市(六人部地域公民館、他18か所)
 〈宮津城南部、宮津城東部、吉津、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷〉
 京丹後市(旧竹野小学校、他18か所)
 〈上宮津、栗田、由良〉
 与謝野町(江陽中学校、他11か所)

【主な避難経路①】
 国道178号→府道2号→国道176号

【広域避難先(府外避難)】
 兵庫県
 〈宮津東部、宮津城南部、宮津城東部〉
 明石市(二見小学校、他35か所)
 〈宮津中部、宮津西部、上宮津、栗田、由良、吉津、府中〉
 加古川市(西神吉小学校、他14か所)
 〈日置、世屋、養老、日ヶ谷〉
 高砂市(米田西小学校、他13か所)

【凡例】
 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



【主な避難経路②】
 国道178号→宮津天橋立IC→宮津与謝道路
 →綾部JCT→舞鶴若狭自動車道→福知山IC
 →国道9号→丹波IC→京都縦貫自動車道
 →大山崎JCT→京滋バイパス→久御山JCT
 →京都南道路→八幡東IC→府道22号
 →京奈和自動車道→山田川IC→国道163号

【広域避難先(府内避難)】
 木津川市、京田辺市、八幡市、長岡京市
 〈宮津中部、宮津西部、栗田〉
 木津川市(高の原小学校、他31か所)
 〈宮津東部、上宮津〉
 八幡市(ふるさと学習館・福祉会館・市民協働活動センター、他14か所)
 〈宮津城南部、宮津城東部、由良〉
 京田辺市(中央体育館、他23か所)
 〈吉津、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷〉
 長岡京市(乙訓高等学校、他20か所)

【主な府外避難経路 (明石市)】
 国道176号→国道175号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC
 →山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→布施畑JCT→阪神7号北神戸線→玉津IC→第二神明→国道175号

(C)2025Z ENRIN(Z05E-第175号)

伊根町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【主な避難経路①】
国道178号

道の駅てんきてんき丹後

UPZ

【広域避難先(府内避難)】

京丹後市

ひで たかなし にしひらた ひがしひらた おおうち たてし
<日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、
耳鼻、亀山、大原、新井、井室、六万部、泊、
峠、畑谷、津母、野室、湯之山、成>

京丹後市(丹後地域公民館、他3か所)

【主な避難経路②】

国道178号→国道482号→国道176号→与謝天橋立IC
→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→京滋バイパス
→久御山JCT→第二京阪道路→八幡IC→山手幹線
→国道307号→田辺西IC→京奈和自動車道→精華下狛IC
→府道22号

【広域避難先(府内避難)】

精華町

ひで たかなし にしひらた ひがしひらた おおうち たてし にび
<日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、
亀山、大原、新井、井室、六万部、泊、峠、畑谷、津母、
野室、湯之山、成>
精華町(精華町立体育館コミュニティセンター、他3か所)

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

つも のむろ ひで にしひらた ひがしひらた おおうち たてし
<津母、野室、日出、西平田、東平田、大浦、立石>

稲美町(総合福祉会館、他2か所)

にび かめやま たかなし おおはら とうげ にい はたに いむろ ろくまんぶ
<耳鼻、亀山、高梨、大原、峠、新井、畑谷、井室、六万部、
泊、湯之山、成>

播磨町(播磨中央公民館、他4か所)

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

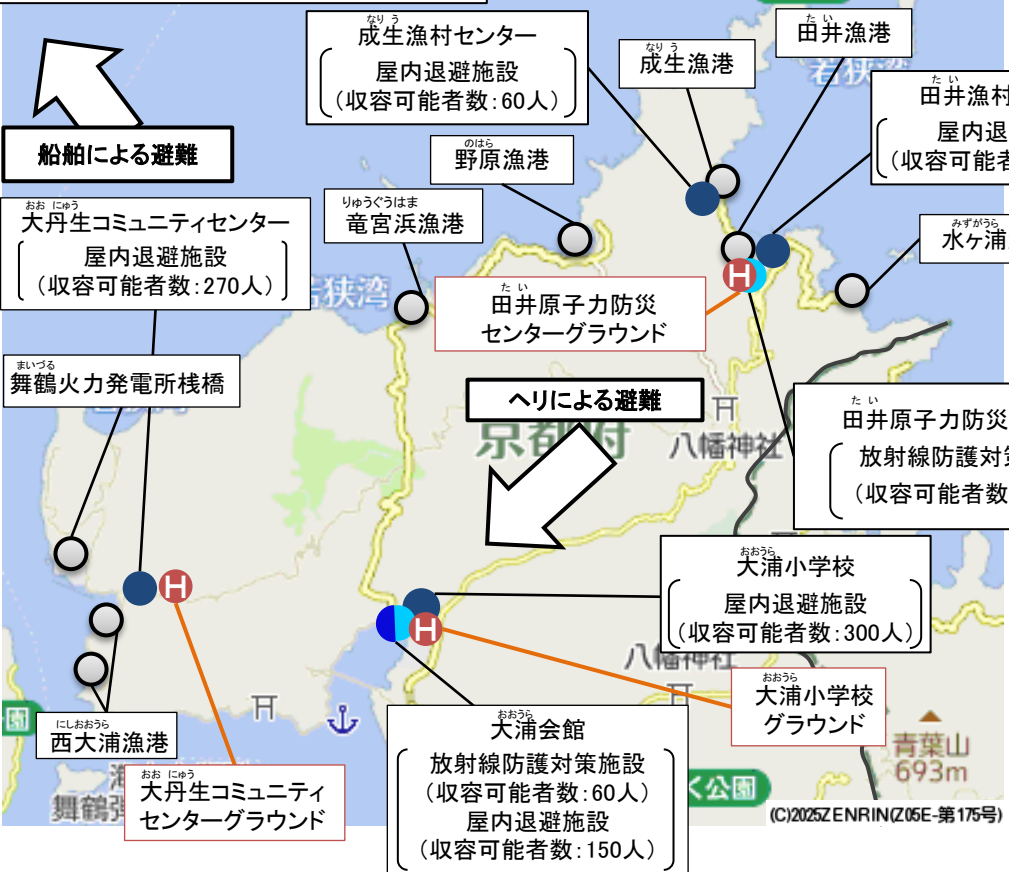
【主な府外避難経路(稲美町)】

国道178号→国道176号→与謝野天橋立IC→宮津与謝道路→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT
→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道→三木小野IC→国道175号→県道513号

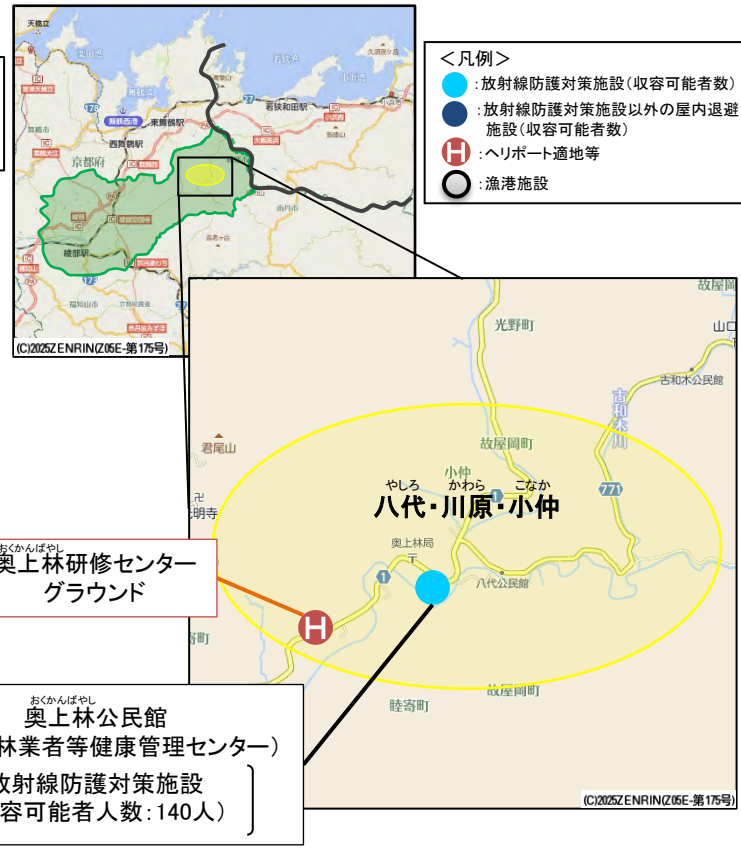
自然災害により孤立した場合の対応(京都府)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

半島部(例) 舞鶴市大浦半島



中山間地域(例) 綾部市奥上林地区



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 107

自然災害により道路が通行不能な場合の復旧策(自然災害対応)

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、PAZの福井県、京都府、高浜町、舞鶴市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県、京都府及び関係市町においても同様に、避難道路が自然災害により使用できない場合には、代替路線を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞
国土交通省近畿地方整備局が
応急復旧作業を実施

＜舞鶴若狭自動車道＞
高速道路会社(NEXCO)が応急
復旧作業を実施

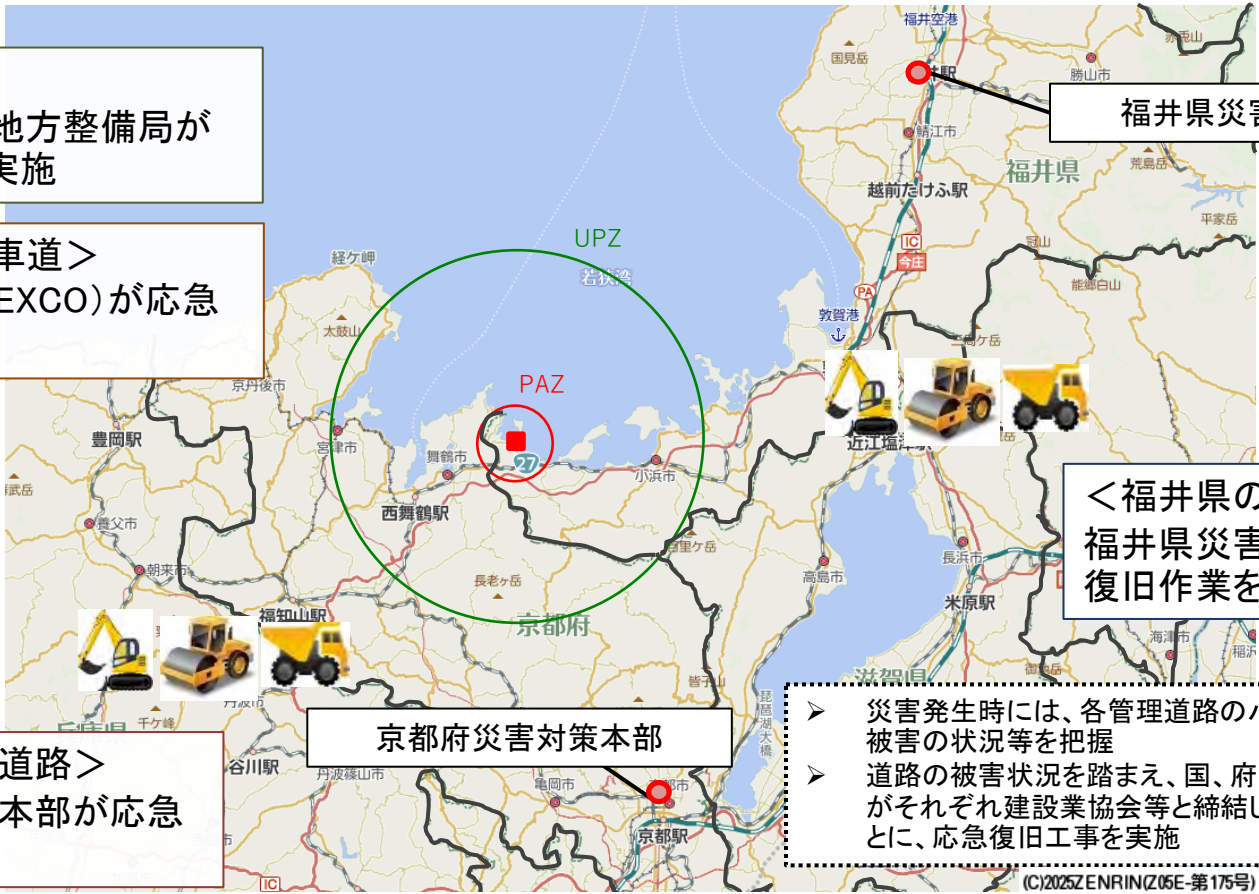
＜京都府の管理道路＞
京都府災害対策本部が応急
復旧作業を実施

福井県災害対策本部

＜福井県の管理道路＞
福井県災害対策本部が応急
復旧作業を実施

京都府災害対策本部

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施



(C)2025ZENRIN(Z5E-第175号)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施。

豪雪時における除雪体制（自然災害対応）

- 豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、京都府においては近畿地方整備局福知山河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。

＜福井県における情報連絡本部（例）＞

